

一宮町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 / 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 51 号

一宮町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

一宮町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和 2 年一宮町告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「4,700 円」を「4,800 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。